

令和5年度 第2回熊本県私立学校審議会 議事録

日時	令和5年8月29日（火） 14時00分～16時00分
場所	熊本県庁本館5階 審議会室
出席者	委員11名、事務局6名
議事の概要	以下のとおり

事務局	（令和5年度第2回熊本県私立学校審議会の開会を宣言。委員定数12名中11名の出席を確認し、定足数を満たしていることを報告。）
総務私学局長	（挨拶）
事務局	（熊本県私立学校審議会運営規程第5条により、会長に議長を依頼。）
会長	（挨拶） （諮問事項が6件、事前協議事項が1件あること、うち、熊本県私立学校審議会運営規程第11条但し書きで別表に定める「私立学校の設置に関する事項」に該当する2件は非公開で行う。また、「私立学校の設置に関する事項」に関連し、学校設置計画と切り離して審議することが難しい議事3件。「各種学校の収容定員に係る学則変更認可」1件と「専修学校の分野設置」2件については、運営規程別表中「その他、会長が非公開で行うことが必要であると決定した議事」として、非公開。） （議事録署名人は竹屋委員と木庭委員を指名。）
事務局	諮問事項①「勇志国際高等学校の学則変更認可について」の審議 （諮問事項について説明。）
委員	授業内容の充実とは具体的にどのような充実を行うのか。
事務局	ライブ授業やネット配信等の視聴覚の教材の充実を行う。
委員	副校長が減るといふは、人数を満たしているからなのか。
事務局	人数を満たしたうえで教頭先生の業務内容を見直すことで、削減を判断された。
会長	その他、御意見、御質問はないか。 他になければ、諮問事項①「勇志国際高等学校の学則変更認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。

委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この認可については、適当であると答申することに決定した。
事務局	諮問事項②「くまもと清陵高等学校の学則変更認可について」の審議 (諮問事項について説明。)
会長	御意見、御質問はないか。 なければ、諮問事項②「くまもと清陵高等学校の学則変更認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この認可については、適当であると答申することに決定した。
事務局	諮問事項③「各種学校の収容定員に係る学則変更認可について」の審議 (諮問事項について説明。) ※議事内容については、非公開のため省略。
会長	それでは、諮問事項③「各種学校の収容定員に係る学則変更認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この認可については、適当であると答申することに決定した。
事務局	諮問事項④「専修学校の設置認可について」 諮問事項⑤「専修学校の分野設置認可について」 諮問事項⑥「専修学校の分野設置認可について」の審議 (諮問事項について説明。) ※議事内容については、非公開のため省略。

会長	それでは、諮問事項④「専修学校の設置認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この認可については、適当であると答申することに決定した。 次に、諮問事項⑤「専修学校の分野設置認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この認可については、適当であると報告することに決定した。 続けて、諮問事項⑥「専修学校の分野設置認可について」は、適当であると答申することに御異議ないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この認可については、適当であると報告することに決定した。
事務局	事前協議事項①「専修学校の分野設置に係る事業計画について」の協議 (事前協議事項について説明。) ※議事内容については、非公開のため省略。
会長	事前協議事項①「専修学校の分野設置に係る事業計画について」は、適当であると報告し、今後正式に認可申請させることに御異議はないか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは、この件は適当であると報告することに決定する。 長時間にわたる御審議感謝する。事務局にマイクをお返しする。
事務局	(閉会を宣言。本日の審議結果は、今後、事務局で速やかに知事に答申する準備を行うことを説明。)